

高知県食品総合衛生管理認証要綱

目次

- 第一章 総則（第1条 - 第3条）
- 第二章 認証（第4条 - 第21条）
- 第三章 雑則（第22条）

第一章 総則

（目的）

第1条 この要綱は、HACCPに沿った衛生管理を実施する高知県内の食品取扱施設を認証することにより、自主衛生管理の推進及び衛生水準の向上を図り、食品による危害防止及び食の安全性の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱における用語の定義は、食品衛生法（昭和22年法律第233号。以下「法」という。）及び高知県食品衛生法施行条例（平成12年高知県条例第10号）の例によるほか、次の各号に定めるところによる。

(1) 認証 食品の製造、加工、調理又は販売等を行う食品取扱施設（法第55条第1項に基づき許可を受けた施設及び法第57条第1項に基づき届け出た施設をいう（器具及び容器包装の製造等に係る施設を除く。））に対し、知事が定めた基準（以下「認証基準」という。）以上のHACCPに沿った衛生管理を実施していると認められる施設について、知事が食品総合衛生管理認証施設（以下「認証施設」という。）として適当であると判断し、認めることをいう。

なお、認証は、原則、製品の範囲又は製品で行うこととする。

(2) 食品総合衛生管理認証審査会 この要綱に基づき、認証に係る審査等の事務を行うために設置する会をいう。

（責務及び役割）

第3条 この要綱において、高知県、食品総合衛生管理認証審査会（以下「審査会」という。）及び認証営業者の責務及び役割は、以下のとおりとする。

- (1) 高知県は、高知県食品総合衛生管理認証制度の適正な運用及びその普及に努めること。
- (2) 審査会は、公平かつ公正な認証業務を行い、審査の信頼性の確保に努めること。
- (3) 認証営業者は、衛生管理の継続的な維持向上を図ること。また、HACCPに沿った衛生管理知識等の習得に努めるとともに、食品の製造、加工、調理及び販売等に関わる全ての従業員に対しても当該知識を十分に習得させるよう努めること。

第二章 認証

（対象施設）

第4条 認証の対象施設は、高知県内にある食品取扱施設とする。

（認証の区分）

第5条 認証の区分は、次のとおりとする。

- (1) 第1ステージ
- (2) 第2ステージ
- (3) 第3ステージ

(認証基準)

第6条 知事は、認証基準について、前条における認証の区分ごとに別に定める。

- 2 認証基準が変更された場合、変更日から3年までの間で知事が定める経過措置期間を設ける。

(申請書等の提出)

第7条 この要綱により知事に提出する書類は、施設の所在地を管轄する保健所を経由し、提出しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、高知市内の施設については、高知県健康政策部薬務衛生課へ提出しなければならない。

(認証の申請)

第8条 高知県食品総合衛生管理の認証を受けようとする営業者は、別記第1号様式による申請書に、別表1で定める書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- 2 認証営業者が第5条の認証の区分を変更しようとするときは、前項の規定を準用する。

(現地調査及び確認)

第9条 前条の規定により、申請書の提出を受けた保健所長は、現地調査及び内容の確認を行うものとする。

- 2 高知市内の施設については、薬務衛生課長と高知市保健所長とが連携し、現地調査及び内容の確認を行うものとする。
- 3 保健所長は、現地調査及び内容の確認結果を知事に提出するものとする。

(審査会)

第10条 知事は、認証基準及び第3ステージの認証等に係る審査を行わせるため、審査会を設置する。

- 2 審査会は、認証基準及び第3ステージの認証等の適否を審査し、その結果を知事に報告する。

(認証の決定と通知)

第11条 知事は、第9条の現地調査等及び前条第2項の報告に基づき、認証の適否を決定する。

- 2 知事は、前項の規定により、認証したときは当該申請者に対して別記第2号様式による認証書を交付し、認証しないときはその旨及び理由を当該申請者に通知する。

(認証の変更)

第12条 認証業者が次に掲げる事項を変更する場合は、別記第3号様式による変更届を知事に届け出なければならない。

- (1) 認証施設の名称、屋号又は商号
- (2) 認証業者の氏名又は名称
- (3) 認証業者の所在地
- (4) その他認証書の記載内容の変更

2 知事は、前項の届出により認証書の記載内容を変更する必要がある場合、認証書を書き換えて交付するものとする。

(認証書の再交付)

第13条 認証業者は、認証書を紛失し、又は毀損したときは、別記第4号様式による食品総合衛生管理認証書再交付申請書を提出して認証書の再交付を受けることができる。

2 認証書の紛失により、前項の再交付を受けた認証業者は、紛失した認証書を発見したときは、速やかに発見した認証書を知事に返納しなければならない。

(認証の廃止)

第14条 認証業者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、別記第5号様式による廃止届に認証書を添えて、速やかに知事に届け出なければならない。

- (1) 自ら認証を辞退しようとするとき
- (2) 認証施設を廃業又は廃止したとき
- (3) 認証の対象となった営業を廃止したとき
- (4) 認証の区分を変更したとき
- (5) 認証されたHACCPに沿った衛生管理方法を変更したとき（軽微な変更を除く）

(認証の有効期間)

第15条 認証の期間は、認証した日が属する月から起算して5年後の月末とする。

2 前項の規定にかかわらず、令和6年4月1日以降に決定した認証の期間は、令和11年3月31日までとする。

3 令和3年4月1日以降の認証（令和3年3月31日までに申請されたものを除く）であって、第16条第4項に定める措置が適用されていないものにあつては、令和6年3月31日までに別表2に掲げる書類を知事に提出した場合、認証の期間を令和11年3月31日まで延長することができる。

4 知事は、前項の手続を受けた場合、認証書を書き換えて交付するものとする。

(更新の手続き)

第16条 認証業者は、申請により当該認証を更新することができる。

2 前項の規定により、更新しようとする認証業者は、当該認証期間終了日の2月前までに、別記第1号様式に別表1で定める書類を添えて、知事に提出しなければならない。

3 前項の申請であつて、現に受けている認証に係る書類に変更がないと認められる場合は、別表1で定める書類を省略することができる。

4 第6条第2項に規定する経過措置期間の間に更新の手続きを行う場合に、変更された

認証基準を満たすことが困難なときは、経過措置期間の終了日までに新たな認証基準を満たす旨の誓約書を添えることにより、当該認証を更新することができる。

(立入調査)

第 17 条 知事は、必要に応じて、食品衛生監視員に認証の内容等について調査及び関係者に質問させ、その実施状況等について確認させることができる。

2 知事は、前項の規定による調査の結果、認証基準に適合していないと認めた時は認証営業者に対して別記第 6 号様式による改善指示書にて改善を指示することができる。

3 知事は、第 1 項の規定による調査を行ったときは、指導内容等について別記第 7 号様式による立入調査記録簿に記録するものとする。

(認証の取消し等)

第 18 条 知事は、認証営業者が次に掲げる各号のいずれかに該当する場合は、その認証を取り消すことができる。

(1) 第 8 条、第 12 条、第 16 条第 2 項及び第 3 項の規定により提出された書類の記載内容等に虚偽が判明したとき。

(2) 衛生管理の重大な不備が判明し、前条第 2 項の規定に基づく改善の指示を受けても改善されないとき。

(3) 第 16 条第 4 項に規定する誓約書が遵守されなかったとき。

(4) 法第 60 条第 1 項及び法第 61 条の規定による処分を受けたとき。

(5) 認証された衛生管理が担保されなくなったとき。

(6) その他知事が必要と認めるとき。

2 知事が前項の規定により認証を取り消すときは、当該認証営業者に別記第 8 号様式による認証取消書を交付するものとする。

3 認証営業者が前項の規定により認証を取り消されたときは、速やかに認証書を返納しなければならない。

4 前項の規定により認証を取り消され、その取消日から 2 年を経過しない営業者等は、認証の申請をすることができない。

(認証マーク)

第 19 条 知事は、認証の標示として区分に応じた認証マーク及び使用規定を別に定めることとする。

(認証の特例)

第 20 条 ISO22000、FSSC22000、JFS-B 又は C を受けている場合にあつては、そのことを証する書類を添付の上、第 8 条の規定による認証第 3 ステージの申請を行うことができる。この場合において、別表 1 で示す書類の提出は省略することができる。また、申請書の提出を受けた保健所長等は第 9 条の規定による現地調査及び確認を、審査会は第 10 条第 2 項の規定の審査をそれぞれ省略することができる。

2 前項の HACCP に基づく認証等制度以外の制度については、審査会に諮るものとする。

(認証事業者の公表)

第 21 条 知事は、認証事業者の名称等を公表するものとする。

第三章 雑則

(委任)

第 22 条 この要綱で定めるもののほか、認証の実施に関して必要な事項は、別に定める。

附則

1 この要綱は、平成 28 年 6 月 1 日から施行する。ただし、第 10 条の改正規定は平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

2 この要綱は、令和 11 年 3 月 31 日限りで、その効力を失う。

附則

この要綱は、平成 28 年 10 月 25 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。ただし、令和 3 年 3 月 31 日までに第 8 条に基づく認証の申請が行われたものについては、当該認証の効力が存する限り、なお従前の例による。

附則

1 この要綱は、令和 6 年 1 月 25 日から施行する。ただし、第 12 条第 1 項及び第 14 条の改正規定は令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

2 第 8 条及び第 16 条の規定に関わらず、令和 6 年 4 月 1 日以降は認証の申請及び更新を受理しないものとする。

3 第 11 条の規定に関わらず、令和 6 年 10 月 1 日以降は認証の決定を行わないものとする。

別表 1 (第 8 条、第 16 条、第 20 条関係)

申請書に添付する製造等に関する書類

1 新規の場合

(1) 第 1 ステージ

- | |
|---|
| 1 認証基準チェックリスト |
| 2 製品説明書 (製品の名称、原材料等の組成、包装、保存性、保管条件及び流通方法等の安全性に関する必要な事項並びに想定する使用方法、消費者層等を記載した書類) |
| 3 製造工程一覧図 |
| 4 施設の図面 |
| 5 危害要因の分析に関する文書 (製造工程ごとに発生するおそれがある危害の原因となる物質のリスト及びその発生を防止するための措置等を記載した書類) |
| 6 重要管理点に関する文書 |
| 7 管理基準に関する文書 |
| 8 モニタリング方法に関する文書 |
| 9 改善措置に関する文書 |

10 検証方法に関する文書

11 衛生管理に関する文書

注 6 から 10 に関する文書については、総括表等により一括記載することができる。

なお、5 から 11 に示す文書は、食品等事業者団体が作成した業種別手引書（厚生労働省ホームページに掲載されているもの）を活用することができる。

(2) 第2ステージ

1 認証基準チェックリスト

2 製品説明書（製品の名称、原材料等の組成、包装、保存性、保管条件及び流通方法等の安全性に関する必要な事項並びに想定する使用方法、消費者層等を記載した書類）

3 製造工程一覧図

4 施設の図面

5 危害要因の分析に関する文書（製造工程ごとに発生するおそれがある危害の原因となる物質のリスト及びその発生を防止するための措置等を記載した書類）

6 重要管理点に関する文書

7 管理基準に関する文書

8 モニタリング方法に関する文書

9 改善措置に関する文書

10 検証方法に関する文書

11 衛生管理に関する文書

注 6 から 10 に関する文書については、総括表等により一括記載することができる。

(3) 第3ステージ

1 認証基準チェックリスト

2 製品説明書（製品の名称、原材料等の組成、包装、保存性、保管条件及び流通方法等の安全性に関する必要な事項並びに想定する使用方法、消費者層等を記載した書類）

3 製造工程一覧図

4 施設の図面

5 危害要因の分析に関する文書（製造工程ごとに発生するおそれがある危害の原因となる物質のリスト及びその発生を防止するための措置等を記載した書類）

6 重要管理点に関する文書

7 管理基準に関する文書

8 モニタリング方法に関する文書

9 改善措置に関する文書

10 検証方法に関する文書

11 衛生管理に関する文書

12 食品安全マネジメントに関する文書

注 6 から 10 に関する文書については、総括表等により一括記載することができる。

2 更新の場合

上記書類に加えて、認証書を添付する。なお、製造等に関する書類に変更がない場合は、省略することができる。

別表 2 (第 15 条関係)

- | | |
|---|-----------------|
| 1 | 認証の期間の延長にかかる申立書 |
| 2 | 認証書 |

別記

第1号様式（第8条、第16条関係）

年 月 日

高知県知事 様

申請者 住所 （法人の場合は主たる事務所の所在地）

フリガナ
氏名 （法人にあつては名称及び代表者の職・氏名）

電話番号

高知県食品総合衛生管理認証申請書（新規・更新）

高知県食品総合衛生管理認証要綱第8条の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 認証を受ける施設の所在地
- 2 認証を受ける施設の名称、フリガナ屋号又は商号
- 3 認証を受ける業種
- 4 認証の区分
- 5 添付書類
 - (1) 製造等に関する書類（注1）
 - (2) 認証書（更新申請を行う場合）

注1：更新申請を行う場合で書類に変更がない場合は省略可能

注2：日本語と英語を併記した認証書を希望する場合は日本語と英語で記入してください。

高知県食品総合衛生管理認証書

Kochi Prefecture Food Sanitation Total Control Certification

高知県食品総合衛生管理認証要綱の規定に基づく審査の結果、
HACCP（危害分析・重要管理点方式）に沿った衛生管理を履行
していることを認証します。

After an inspection pursuant to the Kochi Prefecture Food Sanitation Total Control
Certification Guidelines, this certifies that the following business carries out sanitation
control procedures following the approach of HACCP (Hazard Analysis and Critical
Control Point).

- 1 認証施設の名称、屋号又は商号 Name of certified facility, store, or business
- 2 営業者の氏名又は名称 Name of operator
- 3 認証施設の所在地 Address of certified facility
- 4 認証業種 Certified business category
- 5 認証の区分 Certification class
- 6 認証番号 Certification number
- 7 認証の期限 Valid until 年 月末日まで

年 月 日

Date:

高知県知事



, Governor of Kochi Prefecture

高知県知事 様

届出者 住所 （法人の場合は主たる事務所の所在地）

フリガナ
氏名 （法人にあつては名称及び代表者の職・氏名）

電話番号

高知県食品総合衛生管理認証申請事項変更届

高知県食品総合衛生管理認証要綱第12条第1項の規定に基づき、下記により届出します。

記

施設の名称		
施設の所在地		
認証の年月日		
変更事項	変更前	
	変更後	
変更年月日		
変更の理由		
備考		

添付書類

- 1 認証書の内容が変わる場合は、認証書
- 2 変更内容を確認できる書類

第4号様式（第13条関係）

年 月 日

高知県知事 様

申請者 住所 （法人の場合は主たる事務所の所在地）

フリガナ
氏名 （法人にあつては名称及び代表者の職・氏名）

電話番号

高知県食品総合衛生管理認証書再交付申請書

下記の認証を受けた施設について、高知県食品総合衛生管理認証要綱第13条の規定に基づいて、認証書の再交付を申請します。

記

- 1 認証を受けた施設の所在地
- 2 認証を受けた施設の^フ名称、^リ屋号又は^ガ商号^ナ
- 3 認証を受けた業種
- 4 認証の区分
- 5 認証書再交付を申請する理由

認証書を紛失したため ・ 認証書を毀損したため

- 6 添付書類
認証書を毀損した場合は、その認証書

第5号様式（第14条関係）

年 月 日

高知県知事 様

届出者 住所 （法人の場合は主たる事務所の所在地）

氏名 （法人にあつては名称及び代表者の職・氏名）

電話番号

高知県食品総合衛生管理認証施設廃止届

高知県食品総合衛生管理認証要綱第14条の規定に基づき、届出します。

認証番号・認証年月日	認証番号 : 認証年月日 : 年 月 日
認証施設の名称等	所在地 : 名 称 :
廃止年月日	年 月 日
廃止理由	

添付書類
認証書

年 月 日

高知県食品総合衛生管理認証改善指示書

高知県食品総合衛生管理認証要綱第17条第2項の規定に基づき、改善を指示します。

認証施設の名称等	認証施設の名称（認証業種） 所在地 認証営業者氏名
改善指示内容	
食品衛生監視員氏名等	所属 氏名

高知県食品総合衛生管理認証施設立入調査記録簿

認証施設の名称等	認証施設の名称（認証業種） 所在地 認証営業者氏名
指導内容等	
食品衛生監視員氏名等	所属 氏名

様

高知県知事

印

高知県食品総合衛生管理認証取消書

認証をした下記の施設について、高知県食品総合衛生管理認証要綱第18条の規定に基づき、認証を取り消します。

記

- 1 認証を受けた施設の所在地
- 2 認証を受けた施設の名称、屋号又は商号
- 3 認証を受けた業種
- 4 認証を取り消した理由